

## 財団法人鹿児島県林業担い手育成基金無料職業紹介業務の運営に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人鹿児島県林業担い手育成基金(以下「基金」という。)が鹿児島県林業労働力確保支援センター(以下「支援センター」という。)で行う無料職業紹介事業の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (求 人)

第2条 支援センターの取扱職種は、林業の職業とし、取扱地域のうち求人については鹿児島県、求職については全国に限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しないものとする。

- 2 求人の申込みをする者は、求人者又はその代理人が直接来所のうえ、所定の求人票により、申し込まなければならない。ただし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。
- 3 求人申込みに当たっては、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。ただし、緊急に求人の必要がある場合等で、職業紹介責任者が認めた場合は他の方法によっても差し支えないものとする。

この場合、当該求人申込みを受け付ける職業紹介担当者は、求人者及び明示された雇用条件を所定の求人票に記録しなければならない。

### (求 職)

第3条 支援センターの取扱職種は、林業の職業とし、取扱地域のうち求人については鹿児島県、求職については全国に限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しないものとする。

- 2 求職の申込みをする者は、本人が直接来所のうえ、所定の求職票により申し込まなければならない。

### (紹 介)

第4条 職業紹介担当者は、求職者の希望と能力を考慮したうえで、求職者が林業の職業に速やかに就くことができるよう努めなければならない。

- 2 職業紹介担当者は、求人者の希望に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。
- 3 職業紹介担当者は、求職者に林業の職業を紹介するに際して、求職者がその職業の業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示を希望する場合には明示しなければならない。ただし、紹介の実施について緊急の必要がある場合は、他の方法によっても差し支えないものとする。
- 4 支援センターは、求職者を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行するものとし、求職者は、その紹介状を求人者に持参するものとする。

- 5 支援センターは、求人、求職の申込みを受けた場合、責任を持って紹介に努めなければならない。
- 6 基金は、労働争議に対して中立の立場をとることから、支援センターは、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間の求人者に対する求職者の紹介はしないものとする。

(その他)

- 第5条 支援センターは、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、職業安定機関、鹿児島県林業関係機関等と連携を図りながら、その処理に誠意をもって迅速、適切に対応しなければならない。
- 2 支援センターは、紹介による雇用関係の成立の有無について、求人者、求職者両方に対し、報告を求めるものとする。
  - 3 支援センターは、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報を個人情報適正管理規程に基づき、適正に管理しなければならない。
  - 4 支援センターの職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告を求めるものとする。
  - 5 支援センターが、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行わないこととする。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、支援センターが当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じなければならない。
  - 6 支援センターは、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いをしてはならない。
  - 7 支援センターの職業紹介の取扱職種の範囲は林業の職業、取扱地域のうち求人については鹿児島県、求職については全国とする。
  - 8 その他支援センターの無料職業紹介業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月2日から施行する。

この規程は、令和6年4月30日から施行する。